

平成27年度 第1回まちづくり推進審議会 議事録(要点筆記)

1. 日 時：平成27年6月4日(木) 18時30分～20時30分
2. 場 所：基山町役場2階 202会議室
3. 審議員(出席者：7名、欠席者：2名)
相澤直子、後藤信八、鳥飼善治、梁井朱美、山本 拓、羽根洋子、石井貞好
日暮美圭、福田一男(順不同)
4. 傍聴者人数 1名
5. 基山町まちづくり推進審議会の公開・非公開について
6. 説明事項
 - (1) 基山町まちづくり基本条例について
 - (2) 基山町まちづくり推進審議会が行う業務
 - (3) 過去の審議会での意見等
7. 報告事項
 - (1) 町民提案の処理について
 - (2) 町民参加の手続きを実施しない場合
8. 議事
 - (1) 基山町まちづくり基本条例の改正又は廃止に関する事項
 - (2) 平成27年度 基山町協働化推進計画の策定について
9. その他
 - (1) 次回開催日程について

【議事録（概要版）】

➤ 町長の挨拶（内容省略）

➤ 委嘱書の交付

➤ 自己紹介

➤ 課長の挨拶

➤ 「6. 説明事項（1）～（3）」

第6章改善制度第1節の第27条 基山町まちづくり推進審議会が規定されています。第1項～4項の条例の説明。

第28条で条例の検討及び見直しの規定とあります、この条例により町長からの諮問がありました。

平成26年度3回のまちづくり推進審議会議事録で、各委員によるまちづくり推進審議会での振り返りで、協働が進んだ意見と、提案と要望が潜在するので区別する。出前講座を町が実施しその内容に関して、出た意見を提案として処理することを検討してはどうか、特定のテーマで呼びかけ集まりの場を作り、そこで出た意見を提案として処理する仕組みについて検討してはどうか。まちづくり条例、まちづくり審議会条例について審議をして頂く過去の経緯を説明しました。

審議すべきものが出て来た時に、皆さんの意見を取り纏め審議して答申する。本年度は条例の見直しが中心になります。新しい仕組みや今回の条例の見直しで新しいものを組み込む主旨のものです。

基本条例の読み込みから始めて頂き説明をしたなか、でこれまでの審議で出て来た問題点を含めて点検をし、改正の必要があれば具体的に検討して頂きます。

➤ 「7. 報告事項」

(1)町民提案の処理について

本年度の提案件数は全体で2件、内訳は「交通安全施設等に関する提案」。

1番目は「防犯灯の設置」の提案があり、建設課から今年中に設置する旨回答。回答は公表済み。

2番目は「側溝に沿った安全柵の設置」の提案があり、建設課からの回答待ち。

(2)町民参加の手続きを実施しない場合

まちづくり基本条例施行規則の第21条により、例外的に町民参加の手続きを実施しない場合においては、町民に計画策定のプロセスが公表されないまま、計画が策定されてしまうことになる。

町民と情報共有がないままに計画が策定されるのではなく、情報の共有を進めるため、町民参加手続きを実施しない場合について、「実施しない理由」を作成し、町民に公開する。

➤ 「8. 議事」

(1) 基山町まちづくり基本条例の改正又は廃止に関する事項について

検証が出来るデータや情報を検討材料として出していただいでそれを踏まえ話し合い、問題点を詰めていく必要がある。

条例の読み込み、過去の実績なり指摘をされた問題点などの根拠を示すものを作成する。

2回目で読み込みをし、3回目で説明のうえ問題を洗い出し、最終的に審議会の中で決定し定める必要がある。

勉強会を行うなど、問題点を洗い出し、情報を共有する機会を持つ必要がある。

(2) 「平成27年度基山町協働化推進計画」の策定について

「平成27年度基山町協働化推進計画」の策定については、「基山町まちづくり基本条例第22条」と「基山町まちづくり基本条例施行規則第20条」に規定をされている。

計画が変わった項目については、CSO提案型協働創出事業の活用、働化推進に向けた取組み地域担当職員制度の活用、まちづくり基金制度の活用での情報共有、コミュニティ助成事業の活用の4項目。この計画は、町長が作成することになっていることから、審議会審議の必要の有無は触れられていないが、今回の審議会に諮った。この計画については、情報公開していきます。

(以上)

以上この議事録が正確であることを証明します。

平成 27 年 7 月 9 日

会 長	相澤 直子
議事録署名人	羽根 洋子
議事録署名人	梁 井 朱 美

